

札幌市出資団体の在り方に関する基本方針（骨子）

1 主な取組結果 「出資団体改革プラン」(平成17年9月)・「出資団体改革新方針」(平成21年2月)

(1) 団体統廃合の推進

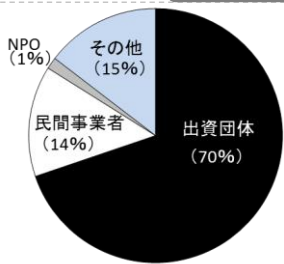


内訳
 廃止 4団体 (道路維持公社、北海道青少年福祉協会、土地開発公社、札幌リサイクル公社)
 統合 2組4団体の統合 (健康づくり事業団+スポーツ振興事業団、芸術文化財団+彫刻美術館)
 2団体の廃止・事業継承 (在宅福祉サービス協会+福祉事業団→社会福祉協議会へ)

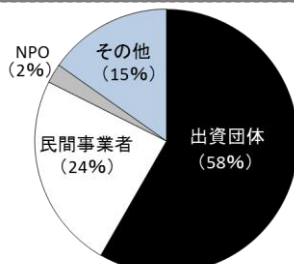
(2) 指定管理者制度に係る対応

民間参入が進み、団体の競争力強化が一層求められる

●指定管理者
(平成19年度)
282施設
404施設
70%



(27年度)
245施設
420施設
58%



(3) 出資の見直し・内部留保資金等の活用

財団の財務状況に応じた還元が進んでいる

●50%超出捐財団※プラン対象団体ベース
(平成17年度) (20年度) (27年度)
19団体 → 19団体 → 6団体

●財団の内部留保活用※平成27年度執行見込ベース



(4) 新たな公益法人制度への対応

平成25年11月の移行期限までに、すべての移行が完了 (公益財団9、一般財団11、解散2)

(5) 人的関与の見直し

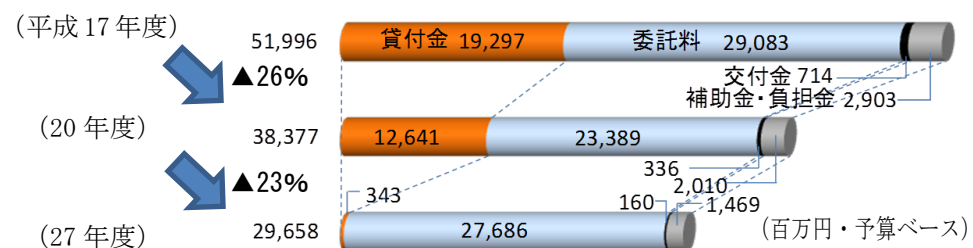
派遣職員を引揚げ、プロパー職員の育成が進んでいる

●派遣職員・団体数※プラン対象団体ベース
(平成17年度) (20年度) (27年度)
182人 → 92人 → 45人
24団体 → 18団体 → 16団体

●常勤プロパー職員数※プラン対象団体ベース
(平成17年度) (20年度) (27年度)
1,857人 → 2,083人 → 2,125人
38団体 → 35団体 → 30団体

(6) 財政的関与の見直し

財政的関与は減少したものの、団体の自立性は高まっていない



●市依存度◆
※プラン対象団体ベース
(20年度) 平均42% → +1%
(26年度) 平均43%
◆経常収益に占める市からの収入

これまでの取組の総括

☑ 新たな公益法人制度への対応が完了したほか、内部留保資金の活用や人的関与の見直しなどに一定の目途が立った一方、未達成の取組は改めて方向性を示す必要あり

☑ 本市の経営資源に限られる中、行政課題の解決に向け、今後団体にどのように関与すべきか検証が必要。それを明確化するため、新たな方針を策定すべき時期

2 国の指針 「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総務大臣通知) ほか

指針のポイント

☑ 抜本的改革の集中的な推進は、一区切り。今後は、地方公共団体が第三セクターの効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に取り組むべき。

☑ 民間の資金やノウハウを可能な限り活用するよう留意すべき。将来的に収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込がある場合には、完全な民営化（出資の解消）を視野に入れた経営の在り方についても検討することが望ましい。

☑ 民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施等が強く期待されることあり、第三セクターはそれらを実現するための有効な手法となる場合がある。

☑ 第三セクターが有する以下のような長所を踏まえ、有効に活用することが望ましい
 a 地方公共団体の区域を超えた活動
 b 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
 c 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

3 未達成の取組に係る今後の方向性

団体	前方針 (平成21年2月策定「出資団体改革新方針」)	現方針 (今後の方向性)
(一財)札幌勤労者職業福祉センター	平成29年度以降については、当団体の廃止を基本とし、民間企業等による運営も視野に入れた検討を行う	将来的な施設の在り方と併せて、財団の在り方を検討していく
㈱札幌エネルギー供給公社 ㈱北海道熱供給公社	統合に係るメリット・デメリットの検証を行い、統合に向けた取組を進める (平成25年度までに統合)	札幌市のエネルギー施策を着実に推進するため、必要な関与を継続しつつ、都心の熱供給体制について統合を含め総合的に判断していく
(一財)札幌産業流通振興協会	札幌市における展示場機能の在り方を検討していく中で、平成21年度中に財団の今後の在り方や施設保全計画等を策定する	札幌市における展示機能の在り方を検討していく中で、施設と財団の在り方を検討していく
㈱札幌リゾート開発公社	当団体が実施している業務は、現在は民間事業者が主導して実施すべきものに移行してきていると考えられることから、今後は、出資団体としての在り方について検討していく	当団体が実施している業務は、民間事業者が主導して実施している例が多いことから、引き続き出資団体としての在り方を検討していく

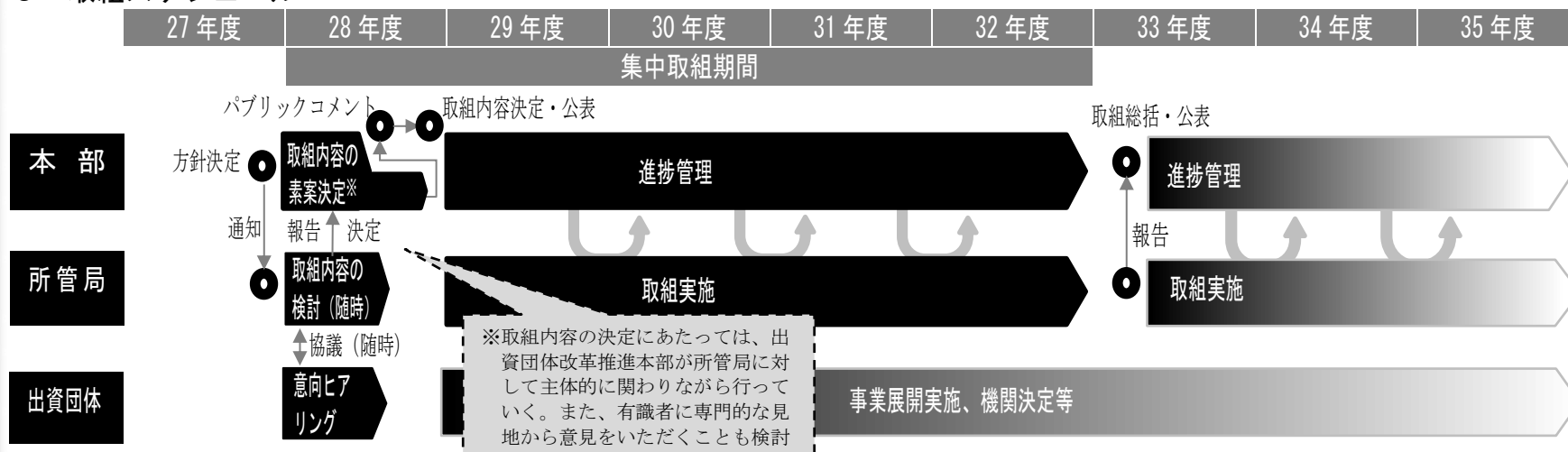
札幌市出資団体の在り方に関する基本方針（骨子）

4 対象団体に対する今後の関与の在り方

- 新たな方針の対象団体は、現方針と同様に指定団体とする。
- 右に掲げる観点ごとの方針のもと、各団体に対する今後の関与の在り方を検討のうえ、具体的な取組内容を定めるものとする。

出資・出捐	人の関与	団体の活用	更なる経営の安定化	団体統制	本市施策との連動
今後引き続き出資の必要性がある場合					
<ul style="list-style-type: none"> ・財団は現行と同等の関与を継続できる1/4までの引き下げを検討 ・増資を検討する場合は、最低限に止めるよう慎重に判断 	必要に応じた人の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・設立目的に資する自主事業の更なる展開 ・業務委託等で団体の得意分野を積極的に活用し、連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動区域の制限を受けない団体の長所を活かした事業活動区域の拡大（適切な経営が前提） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体をより適正に統治しうる組織体制の構築、人材育成のための本市への研修派遣 ・適正な財務管理の徹底 ・効率性・透明性の向上 ・法令遵守・説明責任の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政課題を克服していくため、出資団体は市民力の一翼として重要な役割を担う ・安定した雇用を生み出す取組、障害者就労施設からの調達、地元企業の受注機会の拡大等、本市施策と連動した取組を推進
必ずしも出資を継続していく必要性が無い場合					
<ul style="list-style-type: none"> ・出資・出捐の完全引揚げを基本 ・財団の財務状況を考慮し、当面は1/4未滿への引き下げに止めるなど段階的な引揚げも検討 	人的な関与の解消を基本（出資解消までの間に実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の仕様書や指定管理者の協定書等を通して、本市の意向をコントロール ・本来市長が有する公共的団体等の指揮監督権により必要な総合調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市区域内においても、国や道の公共施設等の管理受託や更なる経営安定化に資する効果的な自主事業の展開 		

5 取組スケジュール



(参考) 基本方針の対象団体

1 (公財) 札幌国際プラザ	11 (一財) さっぽろ産業振興財団	21 (一財) さっぽろ健康スポーツ財団
2 (一財) 札幌市職員福利厚生会	12 (株) 札幌都市開発公社	22 (株) 札幌ドーム
3 札幌総合情報センター (株)	13 (株) 札幌花き地方卸売市場	23 (一財) 札幌市下水道資源公社
4 札幌丘珠空港ビル (株)	14 (一財) 札幌産業流通振興協会	24 (株) 札幌副都心開発公社
5 (公財) さっぽろ青少年女性活動協会	15 (一財) 札幌勤労者職業福祉センター	25 (一財) 札幌市住宅管理公社
6 (一財) 札幌市環境事業公社	16 (株) 札幌振興公社	26 (一財) 札幌市交通事業振興公社
7 (株) 札幌エネルギー供給公社	17 (株) 札幌リゾート開発公社	27 (一財) 札幌市水道サービス協会
8 (株) 北海道熱供給公社	18 (公財) PMF 組織委員会	28 (公財) 札幌市防災協会
9 (公財) 札幌市公園緑化協会	19 (公財) 札幌市芸術文化財団	29 (公財) 札幌市生涯学習振興財団
10 (公財) 札幌市中小企業共済センター	20 (一財) 札幌市体育協会	30 (公財) 札幌市学校給食会

6 新たな方針の位置付け・進捗管理体制

- 新たな方針は現行の「出資団体改革新方針」の後継とし、名称を「札幌市出資団体の在り方に関する基本方針」とする。
- 5年間（平成28～32年度）を集中取組期間と位置付ける。また、集中取組期間満了時に取組の総括を行う。
- 基本方針に基づく取組は、団体の所管局長が毎年度策定する「出資団体評価シート」により管理する（所管局長の事務負担軽減を図るため、現方針の管理ツールである「アクションプラン」及び「進捗管理シート」を出資団体評価シートに統合した上、様式を簡素化する）。
- 取組の進捗は、「出資団体改革推進本部」において、随時管理していく。

(参考) 出資団体に対する関与に関する権利

出資・出捐割合	市長			監査委員	株主としての権利	出捐者としての権利
	実地調査等	議会報告	公共的団体の総合調整	監査		
2/3		○ (法)			特別決議権※1	× 寄附につき 権利性無し
1/2※3	○ (法)	○ (法)		○ (法)	普通決議権※2	
1/3超			○ (法)		特別決議の否決	
1/4	○ (条例)	○ (条例)			解散請求権	
10%					会計簿閲覧権等	
3%	×	×		×	株主提案権	
1%					議決権等	
(1株)						

※1 役員解任、資本金の額の減少、定款変更、事業譲渡、合併、会社分割、解散、株式交換等

※2 経営権の取得（役員選任、報酬決定等）。必要な出資割合は1/2超。

※3 市長又は副市長が取締役等に就任している場合、出資・出捐割合が1/2を下回ると、兼業禁止規定に抵触する可能性がある。